議会資料	和中华1月(1)
財政課	認定第1号①

令和6年度決算 収入未済額集計表

【一般会計】

【一般会計】											
科目	収力	、未済額(A)	還付	†未済額(B)	実質収	スス未済額(A+B)		実質収入未	済額の内訳		
劫 语	14 米5	今 姑	/ // */-	金額	/4 米丘	夕 哲		現年分	滞	納繰越分	
款 項 目•節	件数	金額	件数	並領	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
1市税		279,226,047	179	1,800,156	19,435	281,026,203	5,525	73,850,346	13,910	207,175,857	
1市民税											
個人		50,160,986	143	822,015	3,467	50,983,001	1,381	22,986,956	2,086	27,996,045	
法人		3,727,312	22	853,000	69	4,580,312	14	1,564,175	55	3,016,137	
2固定資産税	_	•						•			
固定資産税		211,392,846	11	110,200	13,864	211,503,046	3,633	45,641,395	10,231	165,861,651	
3軽自動車税	•	•									
軽自動車税		13,944,903	3	14,941	2,035	13,959,844	497	3,657,820	1,538	10,302,024	
14分担金及び負担金	22	2,232,064			22	2,232,064	15	1,368,324	7	863,740	
2負担金											
老人ホーム入所負担金	9	796,724			9	796,724	9	796,724			
保育所保護者負担金	13	1,435,340			13	1,435,340	6	571,600	7	863,740	
15使用料及び手数料	69	10,319,235			69	10,319,235	24	1,496,275	45	8,822,960	
1使用料											
道路占用料	2	394,350			2	394,350	1	197,175	1	197,175	
駐車場使用料	1	16,000			1	16,000			1	16,000	
公営住宅使用料	46	8,186,884			46	8,186,884	14	1,137,100	32	7,049,784	
改良住宅使用料	16	1,646,201			16	1,646,201	8	161,000	8	1,485,201	
駐車場使用料(住宅)	1	1,000	\setminus		1	1,000	1	1,000			
幼稚園預かり保育料	3	74,800			3	74,800			3	74,800	
22諸収入	83	22,445,233			83	22,445,233	26	1,541,938	57	20,903,295	
3貸付金元利収入											
福祉資金償還金	4	1,966,089			4	1,966,089			4	1,966,089	
4雑入	•	•						•			
給食費徴収金(学校分)	4	265,704	\angle		4	265,704			4	265,704	
障害者自立支援給付金返還金	1	5,300,000	$\overline{}$		1	5,300,000			1	5,300,000	
生活保護費返還金・徴収金等	69	14,873,240	/		69	14,873,240	22	1,506,238	47	13,367,002	
市営住宅共益費	4	40,000	$\overline{}$		4	40,000	3	35,500	1	4,500	
その他雑入(コピー代)	1	200	/		1	200	1	200			
①一般会計		314,222,579	179	1,800,156	19,609	316,022,735	5,590	78,256,883	14,019	237,765,852	

【特別会計】

国民健康保険特別会計

科目	収力	、未済額(A)	還付	†未済額(B)	実質収	双未済額(A+B)	P 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
款 項 目•節	件数	金額	件数	金額	件数	金額		現年分	滞	納繰越分	
秋·墳	干奴	亚()	计奴	W #Q	计奴	亚俄	件数	金額	件数	金額	
1国民健康保険税		176,471,206	124	401,700	34,219	176,872,906	8,581	52,677,585	25,638	124,195,321	
1国民健康保険税											
医療給付費分		114,991,392	67	301,935	12,608	115,293,327	3,162	33,952,460	9,446	81,340,867	
後期高齢者支援金分		37,258,976	43	66,257	12,394	37,325,233	3,265	11,859,991	9,129	25,465,242	
介護納付金分		24,220,838	14	33,508	9,217	24,254,346	2,154	6,865,134	7,063	17,389,212	
7諸収入	1	3,129			1	3,129			1	3,129	
4雑入											
一般被保険者返納金	1	3,129			1	3,129	·		1	3,129	
国民健康保険特別会計		176,474,335	124	401,700	34,220	176,876,035	8,581	52,677,585	25,639	124,198,450	

後期高齢者医療特別会計

科目	収2	、未済額(A)	還付	†未済額(B)	実質収	入未済額(A+B)	実質収入未済額の内訳					
款 項 目•節	件数	金額	件数	金額	件数	金額		現年分	汫	納繰越分		
秋·垻 □ □ 即	干奴	立領	计奴	亚钒	计奴	亚的	件数	金額	件数	金額		
1後期高齢者医療保険料		3,208,296	70	338,117	353	3,546,413	226	2,656,700	127	889,713		
1後期高齢者医療保険料	4											
特別徴収		△ 335,915	68	335,915								
普通徴収		3,544,211	2	2,202	353	3,546,413	226	2,656,700	127	889,713		
後期高齢者医療特別会認	+	3,208,296	70	338,117	353	3,546,413	226	2,656,700	127	889,713		

介護保険特別会計

	科目	収入	、未済額(A)	還付	寸未済額(B)	実質収	(入未済額(A+B)	実質収入未済額の内訳						
⇒ か ⊤百	日。符	件数	金額	件数	金額	件数	金額		現年分	汫	納繰越分			
水 垻	款 項 目•節		亚俄	计奴	亚俄	一致	並領	件数金額		件数	金額			
1介護保険	美料		10,356,693	124	876,980	1,010	11,233,673	368	5,807,700	642	5,425,973			
1介護位	保険料													
特5	引徴収		△ 768,930	114	768,930									
普)	通徴収		11,125,623	10	108,050	1,010	11,233,673	368	5,807,700	642	5,425,973			
介護	介護保険特別会計		10,356,693	124	876,980	1,010	11,233,673	368	5,807,700	642	5,425,973			

住宅新築資金等貸付事業特別会計

	科目	収力	人未済額(A)	還付	オキ済額(B)	実質収	又入未済額(A+B)	実質収入未済額の内訳						
款項	日•節	件数	金額	件数	金額	件数	金額		現年分	滞	納繰越分			
秋均	款 項 目•節		並領	一致	亚旗	一致	亚钦	件数	金額	件数	金額			
2還付金	償還収入	53	153,556,764			53	153,556,764			53	153,556,764			
1償還	退収入													
住	宅新築資金貸付金償還金	53	153,556,764			53	153,556,764			53	153,556,764			
住宅新築	資金等貸付事業特別会計	53	153,556,764			53	153,556,764			53	153,556,764			
	②特別会計		343,596,088	318	1,616,797	35,636	345,212,885	9,175	61,141,985	26,461	284,070,900			

【企業会計】

【正未五川】													
	収力	、未済額(A)	還付	†未済額(B)	実質収	ス入未済額(A+B)	実質収入未済額の内訳						
会計名	件数	金額	件数	金額	件数	金額		現年分	滞	納繰越分			
	干奴	立領	什奴	並領	1十数	立領	件数	金額	件数	金額			
水道事業会計	3,378	148,194,394			3,378	148,194,394	2,917	111,064,092	461	37,130,302			
下水道事業会計	199	3,316,976			199	3,316,976	194	2,854,701	5	462,275			
病院事業会計	3,710	160,310,812			3,710	160,310,812	3,021	146,953,573	689	13,357,239			
企業会計合計 ③	7,287	311,822,182			7,287	311,822,182	6,132	260,872,366	1,155	50,949,816			

一般会計・特別会計の合計(①+②)	657,818,667	497	3,416,953	55,245	661,235,620	14,765	139,398,868	40,480	521,836,752
一般会計・特別会計・企業会計の合計(①+②+③)	969,640,849	497	3,416,953	62,532	973,057,802	20,897	400,271,234	41,635	572,786,568

議会資料	
財政課	10000000000000000000000000000000000000

会計別不納欠損額一覧表

(単位:円)

	会 計	H 2 7 決算	H 2 8 決算	H 2 9 決算	H 3 O 決算	R 1 決算	R 2決算	R 3 決算	R 4 決算	R 5決算	R 6 決算
	一般会計	57, 400, 761	87, 650, 189	89, 600, 467	36, 536, 073	127, 081, 770	32, 343, 538	30, 760, 663	53, 228, 787	57, 372, 193	25, 780, 853
	市税	57, 400, 761	87, 650, 189	89, 511, 467	35, 633, 985	126, 982, 689	32, 310, 838	26, 194, 763	36, 729, 654	56, 498, 366	20, 043, 265
	老人ホーム入所負担金	0	0	0	0	19, 186	0	0	0	0	0
	保育所保護者負担金	0	0	89, 000	0	5, 800	0	0	0	0	0
	道路占用料	0	0	0	739, 488	0	0	0	0	0	0
	河川占用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	住宅使用料	0	0	0	0	0	32, 700	1, 731, 200	1, 076, 772	0	1, 850, 500
	特別障害者手当返還金	0	0	0	115, 200	0	0	0	0	0	0
	生活保護費返還金	0	0	0	0	0	0	0	15, 181, 450	873, 827	3, 887, 088
	給食費徴収金	0	0	0	0	64, 095	0	97, 980	240, 911	0	0
	児童館等使用負担金	0	0	0	47, 400	10, 000	0	0	0	0	0
	福祉資金償還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	奨学金償還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	弁償金	0	0	0	0	0	0	2, 736, 720	0	0	0
2	国民健康保険特別会計	21, 757, 423	20, 475, 796	13, 611, 815	25, 574, 355	12, 389, 766	11, 259, 858	15, 516, 616	10, 469, 116	15, 180, 834	9, 615, 366
3	後期高齢者医療特別会計	62, 587	17, 340	497, 482	525, 169	154, 018	254, 424	116, 337	161, 454	1, 500, 927	247, 256
4	介護保険特別会計	8, 145, 806	7, 670, 410	8, 992, 360	7, 952, 180	7, 122, 975	3, 620, 610	4, 952, 640	3, 474, 995	3, 827, 509	3, 837, 635
5	住宅新築資金等貸付事業特別会計	0	0	0	0	0	0	12, 239, 056	0	4, 348, 259	0
6	下水道事業特別会計	0	3, 173, 906	36, 111	33, 558	0					
7	水道事業会計	0	28, 292, 879	0	77, 574, 199	32, 135, 193	0	13, 877, 505	2, 916, 067	12, 002, 294	7, 315, 069
8	下水道事業会計						0	0	3, 952	0	0
9	病院事業会計	0	0	0	0	0	0	116, 740	1, 844, 932	742, 150	0
	合 計	87, 366, 577	147, 280, 520	112, 738, 235	148, 195, 534	178, 883, 722	47, 478, 430	77, 579, 557	72, 099, 303	94, 974, 166	46, 796, 179

			(単位・口)
	会 計	令和 6 年度不納欠損の状況	計
1-1	一般会計(市税)	20, 043, 265	20, 043, 265
		対象 688人 2,020期 合計金額 20,043,265円	
		地方税法第18条第1項、志摩市税等不納欠損処分取扱規程第2条の規定に基づく消滅時効によ	
	不納欠損した内容(理由等)	るもの (624人 1,874期 金額 19,082,596円)	
		地方税法第15条の7第4項、志摩市税等不納欠損処分取扱規程第3条の規定に基づく滞納処分 の停止の継続によるもの (64人 146期 金額 960,669円)	
1-2	一般会計(公営住宅使用料)	1, 850, 500	1, 850, 500
		対象 3人 102件 1,850,500円	
	不納欠損した内容(理由等)	志摩市債権放棄取扱基準第2条第1号によるもの 1人 12件 157,700円 志摩市債権放棄取扱基準第2条第2号によるもの 1人 39件 1,387,100円 志摩市債権放棄取扱基準第2条第3号によるもの 1人 51件 305,700円	
1-3	一般会計(生活保護費返還金)	3, 887, 088	3, 887, 088
		対象:7件 3,887,088円	
	不納欠損した内容(理由等)	地方自治法第236条第1項及び第2項の規定に基づく消滅時効によるもの 5件 2,738,463円	
		志摩市債権放棄取扱基準第2条第1号に基づく破産によるもの 2件 1,148,625円	
	一般会計 合計	25, 780, 853	25, 780, 853
2	国民健康保険特別会計	9, 615, 366	9, 615, 366
	不納欠損した内容(理由等)	対象180人 1,040件 地方税法第18条第1項に基づく消滅時効によるもの(815件:7,698,433円) 地方税法第15条の7第4項の規定に基づく滞納処分の停止の継続によるもの (223件:1,915,400円) 地方自治法第236条第1項及び第2項に基づく消滅時効にによるもの(2件:1,533円)	
3	後期高齢者医療特別会計	247, 256	247, 256
		対象 16人 59期	
	不納欠損した内容(理由等)	高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項に基づく消滅時効によるもの (15人 49期 201,767円) 地方税法第15条の7第5項の規定に基づく滞納処分の執行停止後の即時欠損によるもの (1人 10期 45,489円)	
4	介護保険特別会計	3, 837, 635	3, 837, 635
	不納欠損した内容(理由等)	対象 145人 436期	
		介護保険法第200条第1項の規定に基づく消滅時効によるもの(436期:3,837,635円)	
	特別会計 合計	13, 700, 257	13, 700, 257
5	水道事業会計	7, 315, 069	7, 315, 069
	不納欠損した内容(理由等)	対象123件1,868調定 過年度分水道使用料 志摩市水道料金等不納欠損処分取扱要綱第3条第1項に基づく時効の援用により債権が消滅したもの 38件 672調定 3,203,099円 志摩市水道料金等不納欠損処分取扱要綱第3条第2項第2号に基づく死亡によるもの 22件 395調定 1,758,447円 志摩市水道料金等不納欠損処分取扱要綱第3条第2項第3号に基づく所在不明によるもの	7, 315, 069
		63件 801調定 2, 353, 523円	

令和6年度 不納欠損額法的根拠別一覧

N. W. Isa Isa	一彤	设会計(市税)	(自	一般会計 主宅使用料)	(絹	一般会計 合食費徵収金)	(生活	一般会計 保護費返還金)	国民的	建康保険特別会 計	後期	高齢者医療特 別会計	介護	保険特別会計	住宅第	新築資金等貸付 採特別会計	水	道事業会計	下四	水道事業会計	非	病院事業会計	-1
法的根拠	件数等	金額(円)	件数等	金額(円)	件数等	金額(円)	件数等	金額(円)	件数等	金額(円)	件数等	金額(円)	件数等	金額(円)	件数等	金額(円)	件数等	金額(円)	件数等	金額(円)	件数等	金額(円)	計
地方税法第18条第1 項	1,874	19,082,596							815	7,698,433													26,781,029
地方税法第15条7第 4~5項	146	960,669							223	1,915,400	10	45,489											2,921,558
介護保険法第200条 第1項													436	3,837,635									3,837,635
高齢者の医療の確保 に関する法律第160 条第1項											49	201,767											201,767
地方自治法第236条 第1項及び第2項							5	2,738,463	2	1,533													2,739,996
志摩市債権放棄取扱 基準第2条第1号			12	157,700			2	1,148,625															1,306,325
志摩市債権放棄取扱 基準第2条第2号			39	1,387,100																			1,387,100
志摩市債権放棄取扱 基準第2条3号			51	305,700																			305,700
志摩市水道料金等不納欠損処分取扱要綱第3条第1項																	672	3,203,099					3,203,099
志摩市水道料金等不納欠損処分取扱要綱第3条第2項第2号																	395	1,758,447					1,758,447
志摩市水道料金等不納欠損処分取扱要綱第3条第2項第3号																	801	2,353,523					2,353,523
출나	2,020	20,043,265	102	1,850,500	0	0	7	3,887,088	1,040	9,615,366	59	247,256	436	3,837,635	0	0	1,868	7,315,069	0	(0	0	46,796,179

[参考]

地方税法第18条第1項

(地方税の消滅時効)

第十八条 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利(以下本款において「地方税の徴収権」という。)は、法定納期限(次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、それぞれ当該各号に掲げる日)の翌日から起算して五年間行使しないことによって、時効により消滅する。

地方税法第15条の7

(滞納処分の停止の要件等)

第十五条の七 地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分をすることによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。
- 4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。
- 5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

介護保険法第200条第1項

(時効)

第200条 保険料、納付金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、これらを行使することができる時から二年を経過したときは、時効によって消滅する。

高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項

(時効)

第160条 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び後期高齢者医療給付を受ける権利は、これらを行使することができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

地方自治法第236条第1項及び第2項

第236条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。 2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

志麿市債権放棄取扱基準(令和3年8月27日制定) 第2条第1~3号

第2条 債権の放棄は、債務者(主たる債務者及び保証人の双方を含む)が、次のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- (1) 破産手続、民事再生手続等により、当該債権が免責された場合
- (2) 生活困窮状態である場合
- (3) 死亡した場合であって、その法定相続人の内、配偶者、第一次相続人及び第二次相続人が既に死亡し、又は相続放棄をしている場合

志摩市水道料金等不納欠損処分取扱要綱第3条第1項•第2項第1~3号

(不納欠損処分基準)

第3条 民法(明治29年法律第89号。以下「法」という。)第166条第1項及び同法第145条に規定する消滅時効期限の経過及び時効の援用により、水道料金等の徴収権が消滅したときは、不納欠損処分をする。

- 2 法第166条第1項に規定する消滅時効期間を経過した水道料金等のうち、次の各号のいずれかに該当し、徴収できないことが資料等で明らかであるものは、不納欠損処分をする。
- (1) 破産又は倒産した法人等で、財産処分を行ってもなお滞納があるとき。
- (2) 滞納者が死亡し、遺留財産がないとき。
- (3) 滞納者の所在が不明であって、かつ、滞納処分をすることのできる財産が不明であるとき。

※参考として条文を記載してあるが、債権の発生時期によっては改正前の条文に基づき、不納欠損している債権もある。

令和6年度 不納欠損額 欠損事由別集計表(市民税)

項目	市県民税			固定資産税			軽自動車税			特別土地保有税			法人市民税				入湯税			合計		
(うち執行停止後時効となったもの)	(76) 期 (16) 人	(3, 982, 097)	円 (41 (12)期)人	(2, 602, 500)	田	(27) 其 (22) 人	(104, 800)	円一	期人	-	円		期 人	F		期人	F	(144) 期 (50) 人	(6, 689, 397) F		
地方税法第18条第1項 志摩市税等不納欠損処分取扱	181 期	5, 262, 287	円 1,57	1 期	12, 931, 640	円	116 其	月 642, 86	9 円	期		円	6	期 245,	800 円		期	F	1,874 期	19, 082, 596 F		
規程第2条によるもの :	68 人		45	7 人			ر 97			人			2	٦			人		624 人			
地方税法第15条の7第4項 志摩市税等不納欠損処分取扱	32 期	324, 669	円 7	5 期	410, 850	田	39 #	月 225, 150	円	期		円		期	F		期	F	146 期	960, 669 F		
規程第3条によるもの :	11 人		2	0 人			33 /			人				지			人		64 人			
地方税法第15条の7第5項 志摩市税等不納欠損処分取扱	期		円	期		円	ļ	Я	円	期		円		期	F		期	F	0 期	0 F		
規程第4条第2号によるもの :	人			人)			人				٦ ا			人		0 J			
地方税法第15条の7第5項 志摩市税等不納欠損処分取扱	期		円	期		田	其	A	円	期		円		期	F		期	F	0 期	0 F		
規程第4条第4号によるもの:	人			人			7			人				지			人		0 人			
地方税法第15条の7第5項 志摩市税等不納欠損処分取扱	期		_円	期		H	ļ	Я	円	期		B		期	F		期	F	0 期	0 円		
規程第4条第5号によるもの:		<u>-</u>	``	人	1		人	1		人	1		<u> </u>	귔			人	Ī	0 7	<u> </u>		
地方税法第15条の7第5項 志摩市税等不納欠損処分取扱	期		円	期		Н	其	A Parameter of the second seco	円	期		田		期	Р		期	F	0 期	0 円		
規程第4条第6号によるもの:	人	<u>-</u>		人	1			1		人	1			귔			人	Ī	0 7	4 1		
地方税法第15条の7第5項 志摩市税等不納欠損処分取扱	期		H	期		Н	ļ		囲	期		円		期	Р		期	F	0 #			
規程第4条第7号によるもの:		_	`` 	人		ľŤ		┪	ľΉ	一人				뉬	ľ		닛		, O.	4 1		
地方税法第15条の7第5項 志摩市税等不納欠損処分取扱	期		_円	期		Н	ļ		H	期		円		期	F		期	F	0 #			
規程第4条第8号によるもの:	<u> </u>			大	1			1		一人	1			귔			뒸	·	0,7	1 1		
合計 期数	213 期 79 人	5, 586, 956	円 1,64 47	6 期 7 人	13, 342, 490	円	155 # 130 J	— XNX UIY	円一	0期	0	円	6 2	期 人 245, 8	00 F		期人	0 F	2,020 期 688 人	20, 043, 265		

①地方税法第18条第1項・・・・地方税の消滅時効による不納欠損処分 (志摩市税等不納欠損処分取扱規程第2条) ※ 参考【市県民税の内訳】 市民税 5,586,956 円

県民税 3,724,559 円

②地方税法第15条の7第4項・・・・滞納処分の停止の継続(3年間)による不納欠損処分 (志摩市税等不納欠損処分取扱規程第3条) ※ 期数は実数であるが、対象人数は延べ人数である。

- ③地方税法第15条の7第5項・・・・滞納処分の停止に伴う不納欠損処分
 - (志摩市税等不納欠損処分取扱規程第4条第2号)・・・解散した法人などで滞納処分をすることができる財産がない
 - (志摩市税等不納欠損処分取扱規程第4条第4号)・・・滞納者に滞納処分することができる財産がなく、生活保護を受けている
 - (志摩市税等不納欠損処分取扱規程第4条第5号)・・・法定納期限から3年を経過した徴収金のうち滞納者の所在及び滞納処分をする財産がともに不明
 - (志摩市税等不納欠損処分取扱規程第4条第6号)・・・換価後財産無による欠損
 - (志摩市税等不納欠損処分取扱規程第4条第7号)・・・滞納者が死亡し、その遺留財産がない
 - (志摩市税等不納欠損処分取扱規程第4条第8号)・・・滞納者が国外に移住し、滞納処分をすることができる財産がなく、かつ、将来入国し、又は納付する見込みがない

年度別不納欠損額(市税等) 欠損事由別一覧表

項目		R1		R2		R3		R4		R5		R6	合 計	
- 現 日	期別件数	金 額(円)	期別件数	金 額(円)	期別件数	金 額(円)	期別件数	金 額(円)	期別件数	金 額(円)	期別件数	金 額(円)	期別件数	金 額(円)
地方税法第18条第1項 志 摩市税等不納欠損処分取扱規程第2 条によるもの	1,910	14,114,904	1,886	13,076,480	1,937	15,536,622	1,884	17,010,685	1,768	18,074,161	1,874	19,082,596	11,259	96,895,448
地方税法第15条の7第4項 志摩市税等不納欠損処分取扱規程第 3条によるもの	322	5,796,653	558	9,841,826	644	10,654,619	121	1,088,330	190	2,589,491	146	960,669	1,981	30,931,588
地方税法第15条の7第5項 志摩市税等不納欠損処分取扱規程第 4条第2号によるもの	84	73,527,664	99	3,706,706	1	3,522	204	15,389,801	171	28,799,084			559	121,426,777
地方税法第15条の7第5項 志摩市税等不納欠損処分取扱規程第 4条第4号によるもの													0	0
地方税法第15条の7第5項 志摩市税等不納欠損処分取扱規程第 4条第5号によるもの													0	0
地方税法第15条の7第5項 志摩市税等不納欠損処分取扱規程第 4条第6号によるもの	65	9,158,170											65	9,158,170
地方税法第15条の7第5項 志摩市税等不納欠損処分取扱規程第 4条第7号によるもの	93	24,385,298	109	5,678,626			116	3,240,838	126	7,035,630			444	40,340,392
地方税法第15条の7第5項 志摩市税等不納欠損処分取扱規程第 4条第8号によるもの			1	7,200									1	7,200
숌 탉	2,474	126,982,689	2,653	32,310,838	2,582	26,194,763	2,325	36,729,654	2,255	56,498,366	2,020	20,043,265	14,309	298,759,575

- *県民税を除く額
- ①地方税法第18条第1項・・・・地方税法の消滅時効による不納欠損処分
- (志摩市税等不納欠損処分取扱規程第2条)
- ②地方税法第15条の7第4項・・・・滞納処分の停止(執行停止)の継続(3年間)による不納欠損処分
- (志摩市税等不納欠損処分取扱規程第3条)
- ③地方税法第15条の7第5項・・・・ 滞納処分の停止に伴う不納欠損処分
- (志摩市税等不納欠損処分取扱規程第4条第2号)・・・解散した法人又は解散の登記はないが廃業して将来事業再開の見込みがない法人について、滞納処分をすることができる財産がないとき。
- ④地方税法第15条の7第5項****滞納処分の停止に伴う不納欠損処分
- (志摩市税等不納欠損処分取扱規程第4条第4号)・・・滞納者に滞納処分することができる財産がなく、生活保護を受けているとき。
- ⑤地方税法第15条の7第5項・・・・ 滞納処分の停止に伴う不納欠損処分
- (志摩市税等不能欠損処分取扱規程第4条第5号)・・・法定納期限から3年を経過した徴収金のうち滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。
- ⑥地方税法第15条の7第5項・・・・滞納処分の停止に伴う不納欠損処分
- (志摩市税等不納欠損処分取扱規程第4条第6号)・・・換価後の当該徴収金に残余がある場合であって、他に滞納処分することができる財産がないとき。
- ⑦地方税法第15条の7第5項・・・・滞納処分の停止に伴う不納欠損処分
- (志摩市税等不納欠損処分取扱規程第4条第7号)・・・繰越滞納分であって、滞納者が死亡し、その遺留財産がないとき。
- ⑧地方税法第15条の7第5項・・・・滞納処の停止に伴う不納欠損処分
- (志摩市税等不納欠損処分取扱規程第4条第8号)・・・滞納者が国外に移住し、滞納処分をすることができる財産がなく、かつ、将来入国し、又は納付する見込みがないとき。
- * 志摩市税等不納欠損処分取扱規程第4条各号・・・地方税法第15条の7第5項の規定により、次のいずれかに該当(1号~8号)するため市税等徴収金を徴収することが明らかであるときは、滞納処分の停止を行った後直ちに不納欠損処分をする。

会計別起債残高(住民一人当たり)【令和6年度決算】

(単位:千円)

	会計区分	令和6年度末現在高
	一般会計	18,203,819
普通会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計	0
	合計 ①	18,203,819
		-
#± DJ 스크	介護サービス事業会計(想定企業会計)	814,071
特別会計	合計 ②	814,071
	水道事業会計	1,042,689
┃ ┃ 企業会計	下水道事業会計	1,198,809
止未云司 	病院事業会計	642,015
	合計 ③	2,883,513
	総額 ①+②+③	21,901,403

住基人口(令和7年3月31日現在)	43,743
住民一人当たり起債残高	501
 (参考)一般会計分のみ	416

一部事務組合 広域連合

鳥羽志勢瓜	広域連合	424,935
	うち志摩市分	0
一部事務網	且合•広域連合合計	424,935
	うち志摩市分	0

※一部事務組合等における起債残高は健全化判断比率算出資料より

住民一人当たり起債残高 (市・一部事務組合・広域連合合計)

501

					1			1	A 11	ular II	_		-				Est A servici		
)57人			146 545	健	全 化 判	断比	率			府県名	_		議会資料	認定第1号4	<u>a</u>)
		人口		841人					(%)							体名	財政課		
令和6年度決算	算状況			3.5%							率	_			2152		市町村類型	ı —	- 1
		住民基本		10人		00 -	-m 07 -		結実質		率	_	=	重 県	志」	奪 市	11.00	•	
		台帳人口		14人	区分	02年国	調 27年		質公債		率	7. 6					6年度地方交	付税種地 1一	- 1
歳んの	状 況	(2.2%				将	来 負	<u>担 比</u>	率	12.7							
歳入の区分	· <u>状 況</u> 決算額	(単 構成比	経常一般財源等	構成比	第1次	1,663			積(k m゚)		178.93		区	分	会和	i 6 年 F	隻 (千円)	令和5年度(千	· m \
地方税	5.611.177	19.3	5.611.177	36.5	# · ^	7.8%	8.7	% 人口]密度(人)		257		<u> </u>	"	TIAL	0 +1:	Z (7年3年度(1	1 1/
地方譲与税	178,333	0.6	178,333	1.1	1					指 定 団	体等の	歳	入総	額			29,073,157	28 6	666,160
利子割交付金	2.207	0.0	2,207	0.0	第2次	3,674			国調世帯数	指定	大 況	歳		額			28,238,127		953,653
配 当 割 交 付 金	51,635	0.2	51,635	0.3	-	17.3%	18.3	3%	19,568	旧 新	産 ×	収歳	入歳出差	引			835,030		712,507
株式等譲渡所得割交付金	71,410	0.2	71,410	0.5		15,921,	人 17.3	07/5	国調世帯数	旧工	特×		年度繰越則	才源			34,330		16,921
地方消費税交付金	1,148,645	3.9	1,148,645	7.5		74.9%			20.057	低 開	発 ×	支実		支			800,700	6	695,586
ゴルフ場利用税交付金	28,464		28,464						,	旧 産	炭×		. 年 度 収				105,114		279,024
自動車取得税交付金	0	0.0	0	0.0			の状況	(単位 千円		山	振×	積		金			874,540	1,0	029,550
自動車税環境性能割交付金	30,247	0.1	30,247	0.2		分	収入済額	構成比	超過課税分	過	疎 O 都 ×		上價還				E70 000	_	700 000
法 人 事 業 税 交 付 金地 方 特 例 交 付 金	117,200	0.4	117,200 198,299	0.8		均等割 得割	73,68 1,625,70			首	都 × 畿 O		立金取崩し 質単年度				579,302 400,352		790,623 40,097
地 方 较 付 敬	198,299 8.576,221	0.7 29.5	7.860.301		市町村所 民税法人	侍 割	1,625,70			也	部〇	区	負単年度4		貴数(人)	\$ △\$	400,352 料月額(百円)	—人当たり平均給料月額	
型 万 文 刊 依 普 通	7.860.301	29.5	7,860,301	51.2		人 税 割	150.23			財政健:		Î	般 職	- I	575	本口と	1.849.200	ハヨルサ下列和科月額	3,216
特別(震災分含む)	7,800,301	27.0	7,000,001	U1.2	固定資		2.926.83			指数表		_ s	ち消防崩	員	146		461,652		3,162
(一般財源計)	16.013.838	55.0	15,297,918	99.6		性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性	2,926,13			財源超		般っ	ち技能労利		38	t	118,370		3,115
交通安全対策特別交付金	2,315	0.0	, ,		軽自動		220,34						育公務		52		168,896		3,248
分担金 負担金	235,264	0.8	,	0.0	市町村た	: ぱこ税	352,26					等臨		員					
使 用 料	260,740	0.9	44,594	0.3	鉱 産	税							合 討		627		2,018,096		3,219
手 数 料	26,372	0.1		0.0	特別土地	2 保 有 税					•					Ð		一人当たり平:	+台 4公 出
国庫支出金	3,737,088	12.9			小	計	5,488,40	2 97.8			部事務組合	加入のサ		特別]職等	定数	適用開始年月日	(報酬)月額(百円)
都 道 府 県 支 出 金	1,334,979	4.6			法 定 外							T							
財産収入	40,268	0.1	16,903	0.1		よる税	400 77	-		議員公務		し尿り			町 村 長		02.10.31		9,000
寄 附 金 繰 入 金	1,532,897	5.3			目的	D 税 湯 税	122,77 122,77			非常勤公務 退 職 手		ご み が 火 葬		•	市 長育 長		05.07.10 04.05.08		7,000
繰 越 金	2,682,041 712.507	9.2 2.5			- L	業所税	122,77	5 2.2		事務機:		* *		5 会		1	03.11.01		6,000 4,700
諸収入	401.048	1.4	1.560	0.0	内訳	未 // 祝 5 計 画 税								会員		1	03.11.01		3,990
地 方 債	2.093.800	7.2		0.0		地益税等				老人福		中学		全 会		16	03.11.01		3,700
歳入合計	29.073.157	100.0		100.0		āt	5,611,17	7 100.0		伝 染		その							-,,,,,,
性 質	別 歳 出	の	状 況 (単位	. FF	円 : %)		目的		の 状 況	(単	位 千	円 :	%)		区		分	指数等 (単位 =	千円)
区 分	決算額	構成比	充当一般財源等	経常経費剤	5.3一般財源等	経常収支比率	区 分	決算額 A	構成比	Aのうち普込	通建設事業費	A の対	E当一般財源	等	基	準 財	政収入額	5,6	612,556
人 件 費	6,281,385	22.2	5,736,046		5,394,094	35.0				-			181,		06 基				473,966
うち職員給	3,865,320	13.7	3,529,740				総務費	0,000			163,856				度標		脱収入額		079,278
扶 助 費	4,251,250	15.0	1,645,570		976,826	6.3		0,101			267,699	1	5,484,		標		財政規模	14,9	977,243
公 債 費	2,285,992 2,285,992	8.1 8.1	2,273,428 2,273,428		2,273,428 2,273,428	14.8			,846 9. ,068 0.		34,423		, ,		政力				0.40 5.3
内 元 利 償 還 金 訳 一 時 借 入 金 利 子	2,285,992	0.0	2,213,428		2,213,428	14.8	農林水産業費			_	96.184			_			源比率 %		102.6
小計	12.818.627	45.3	9.655.044		8.644.348	56.1					18.413	1		_			担比率 %		102.0
物件費	3.869.892	13.7	1,903,364		1,545,171	10.0				_	494,306			383 公			比率 %	参考値	4.4
維持補修費	271,429	1.0	199,169		194,034	1.3					1,257,242			_			費 比 率 %	> 7 HZ	7.6
補助費等	3,543,972	12.6	2,421,963		1,851,781	12.0				-	111,335			_	债			参考値	5.9
うち一部事務組合負担金	1,009,517	3.6	1,009,517		987,551	6.4	災害復旧費	-	0.						往六人	財	政 調 整	3,3	385,144
繰 出 金	2,764,936	9.8	2,277,071		2,181,339	14.2		2,200	,992 8.	1			2,273,		積立金 現在高	減	債		55,570
積 立 金	2,525,813	8.9	884,784				諸支出金	-								特	定 目 的		657,164
投資・出資金・貸付金						-	前年度繰上充用金					1	49.55	地	方	債.	現在高		203,819
前年度繰上充用金	0 110 1=-		0.53 1.53			t r	歳出合計	,		0 <u> </u>	2,443,458		17,598,		主数台↓□		ち政府資金	7,0	015,119
投資的経費	2,443,458	8.7	257,427	4	充当一般財源等		公合言			中 が	ıltı	±I	140		責務負担 行為額	物保			
うち人件費 普 通 建 設 事 業 費	106,736 2,443,458	0.4 8.7	106,736 257,427	】 経常収支	14,416,673 F 比	TH	事,水道			実 質	引 収	支	140, 55.	_	行為額 (支出	保 そ	証・補償の他	1 0	036,715
内置避延設事業質	<u>2,443,458</u> 921,874		101.255	在市収又	93.6 %		業水流		158 会健	加入世帯			,		(又田 予定額)	_	じめなもの	1,0	130,713
単独	1,521,584	5.4	156,172	1 (93.8) %	*	等用		685 E+	被保険		人)					基金現在高		
訳 災害復旧事業費	1,021,004	0.0	100,172	歳入一般			の か 記	美 1,156	.166 の ^康		保険	税(料) 収		^-	徵	,,,	合 計	98.7	94.9
失業対策事業費		5.0		1	18,433,852	千円	繰 後期高齢			被保险	者一一	庫支出		7	仅 提	- 計	市町村民税		97.1
歳出合計	28,238,127	100.0	17,598,822	1			出その作		055 況険	一人当	- 11	保険給付			率 年		純固定資産税		92.9
														_	_				

^{※()}内は、減収補塡債(特例分)(

⁰ 千円)及び臨時財政対策債(

^{37,600} 千円) を除いた「経常収支比率」